

1 均等割・所得割の納税義務者

●納税義務者

要件に応じて2つに区分され、均等割・所得割を負担する関係は次のとおりです。

納 税 義 務 者	納める市民税	
	均等割	所得割
区内に住所を有する個人	○	○
区内に事務所・事業所又は家屋敷を有する個人で、その区内に住所を有しない個人	○	—

●非課税となる人（均等割や所得割がかからない人）

- ① 均等割・所得割ともに非課税となる人
 - ・生活保護法により生活扶助を受けている人
 - ・障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の人
- ② 均等割が非課税となる人
 - ・扶養家族のない人…前年の合計所得金額が35万円+10万円以下の人
 - ・扶養家族のある人…前年の合計所得金額が35万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族数)+10万円+21万円以下の人
- ③ 所得割が非課税となる人
 - ・扶養家族のない人…前年の総所得金額等が35万円+10万円以下の人
 - ・扶養家族のある人…前年の総所得金額等が35万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族数)+10万円+32万円以下の人

用語

総所得金額：次の(1)と(2)の金額の合計額（損益通算後）（純損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失、特定居住用財産の譲渡損失及び雑損失の繰越控除後）

- (1) 利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、総合課税の短期譲渡所得、雑所得の合計額
- (2) 総合課税の長期譲渡所得及び一時所得の合計額の2分の1相当額

総所得金額等：総所得金額（純損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失、特定居住用財産の譲渡損失及び雑損失の繰越控除後）、土地の譲渡等に係る事業所得等の金額、土地・建物等に係る譲渡所得等の金額（※1）、株式等に係る譲渡所得等の金額（※2）、申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額（※2）、先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額（2分の1後）及び山林所得金額（特別控除後）の合計額

合計所得金額：総所得金額（純損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失、特定居住用財産の譲渡損失及び雑損失の繰越控除前）、土地の譲渡等に係る事業所得等の金額、土地・建物等に係る譲渡所得等の金額（※1）、株式等に係る譲渡所得等の金額（上場株式及び特定株式に係る譲渡損失の繰越控除前）（※2）、申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額（上場株式等に係る譲渡損失との損益通算後で繰越控除前）（※2）、先物取引に係る雑所得等の金額（損失の繰越控除前）、退職所得金額（2分の1後）及び山林所得金額（特別控除後）の合計額

※1 分離譲渡所得の特別控除を適用する前の金額

※2 県民税配当割及び県民税株式等譲渡所得割の課税対象となるもので申告しないことを選択したものを除く。

2 所得

所得の種類	所得金額の計算方法
利 子 所 得 (公債、社債、預貯金などの利子)	収入金額＝利子所得の金額
配 当 所 得 (株式や出資の配当など)	収入金額－元本取得のために要した負債の利子＝配当所得の金額
不 動 産 所 得 (家賃、地代、権利金、船舶の貸付料など)	収入金額－必要経費＝不動産所得の金額
事 業 所 得 (農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業、医師、その他の事業から生じる所得)	収入金額－必要経費＝事業所得の金額
給 与 所 得 (給料、賃金、賞与)	収入金額－給与所得控除額＝給与所得の金額
雑 所 得 (年金、恩給など他の所得に当てはまらない所得)	次のアとイの合計額 ア 公的年金等の収入金額－公的年金等控除額 イ 収入金額（公的年金等に係るものを除く）－必要経費
一 時 所 得 (競輪・競馬の払戻金、クイズの賞金、立退料など)	収入金額－その収入を得るために支出した金額－特別控除額(50万円) ＝一時所得の金額(注)
譲 渡 所 得 (土地などの財産を売った場合に生じる所得)	収入金額－資産の取得価額などの経費－特別控除額＝譲渡所得の金額(注)
退 職 所 得 (退職金、一時恩給など)	(収入金額－退職所得控除額)×1/2※＝退職所得の金額 ※ 詳細は、13ページ退職所得の課税の特例をご覧ください。
山 林 所 得 (山林<土地を除く>の採伐・譲渡による所得)	収入金額－必要経費－特別控除額＝山林所得の金額

(注) 総所得金額を計算する場合には、譲渡所得のうち総合課税の長期のもの及び一時所得は、上記の計算式により求めた所得金額を2分の1にした額とします。

3 必要経費

たとえば、商店経営による事業所得では商品の仕入れ代金、事業用資産の減価償却費及び従業員の給料などが、収入を得るための経費となり、このような経費を**必要経費**といいます。

また、事業経営が家族的企業によって営まれている場合には、そこで専ら従事する家族などに対して支払う給与相当額を必要経費として、所得税で青色申告をした人については支払った金額（**青色事業専従者給与額**）が、青色申告以外の人には50万円（**事業専従者控除額**：配偶者については86万円）がそれぞれ収入金額から控除されます。

横浜市 必要経費

検索



●給与所得における必要経費（給与所得控除）

サラリーマン等の給与所得者については、必要経費にかわるものとして次のとおり収入金額に応じ控除額を計算します。

給与等の収入金額	給与所得控除額(注)
162万5千円まで	55万円
162万5千円超 180万円まで	収入金額×40%－10万
180万円超 360万円まで	収入金額×30%＋8万円
360万円超 660万円まで	収入金額×20%＋44万円
660万円超 850万円まで	収入金額×10%＋110万円
850万円超	195万円(上限)

(注) 収入金額が660万円未満の場合の実際の控除額は、所得税法別表第5の表によって求めた額となります。

また、令和3年度の市民税・県民税から給与所得控除額の上限が195万円へ変更されています。

* 特定支出控除の適用を受ける場合は、給与所得控除後の給与所得金額からさらに差し引くことができます。
詳しくは、本市ウェブページをご覧ください。

●公的年金等における必要経費（公的年金等控除）

厚生年金や公務員共済年金などの公的年金等については、必要経費にかわるものとして次のとおり年齢及び収入金額に応じ控除額を計算します。

※ 65歳以上とは昭和33年1月1日以前に生まれた方です。

公的年金等の収入金額		公的年金等控除額	公的年金等の収入金額		公的年金等控除額
65歳未満	130万円未満	60万円	65歳以上	330万円未満	110万円
	130万円以上 410万円未満	収入金額×25%＋27万5千円		330万円以上 410万円未満	収入金額×25%＋27万5千円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×15%＋68万5千円		410万円以上 770万円未満	収入金額×15%＋68万5千円
	770万円以上 1,000万円未満	収入金額×5%＋145万5千円		770万円以上 1,000万円未満	収入金額×5%＋145万5千円
	1,000万円以上	195万5千円(上限)		1,000万円以上	195万5千円(上限)

(注) 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合は、求め方が異なります。
詳しくは、本市ウェブページをご覧ください。

●所得金額調整控除

以下の条件に該当する場合は、給与所得金額から所得金額調整控除額が控除されます。

① 給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合には、給与等の収入金額（1,000万円を超える場合は1,000万円）から850万円を控除した金額の10%に相当する金額が、給与所得金額から控除されます。

ア 本人が特別障害者に該当する

イ 年齢23歳未満の扶養親族を有する

ウ 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する

〈計算式〉 $\text{所得金額調整控除額} = (\text{給与等の収入金額} - 850\text{万円}) \times 10\%$

② 給与所得金額及び公的年金等に係る雑所得金額があり、その合計額が10万円を超える場合には、給与所得金額及び公的年金等に係る雑所得金額（それぞれ10万円を限度）の合計額から10万円を控除した残額が、給与所得金額から控除されます。

〈計算式〉 $\text{所得金額調整控除額} = (\text{給与所得金額} + \text{公的年金等に係る雑所得金額}) - 10\text{万円}$

※ ①の控除がある場合は、①の控除後の金額から控除します。

4 所得控除

所得控除には、次の種類があります。

種 類	要 件	控 除 額
雑 損 控 除	前年中に災害などにより資産について損失を受けた場合	{(損失額－保険等により補てんされた額)－(総所得金額等×1/10)} 又は (災害関連支出の金額－5万円) のいずれか多い額
医 療 費 控 除	前年中に医療費等を支払った人	次の①通常分、若しくは②特例分の選択適用となります。 ① 通常分（一般分） (支払った医療費－保険等により補てんされた額(※1)) － {(総所得金額等×5/100) 又は 10万円のいずれか少ない額} (最高200万円) ② 特例分（セルフメディケーション税制分）※2 (特定一般用医薬品等購入費－保険等により補てんされた額(※1))－12,000円 (最高88,000円) ※1 具体的には、出産育児一時金、高額療養費、損害保険契約または生命保険契約に基づき医療費の補てんを目的として支払を受ける保険金や給付金等があります。 ※2 特例分の適用には、申告する方が健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っていることの証明が必要です。
社 会 保 険 料 控 除	前年中に社会保険料（健康保険、介護保険、厚生年金、国民年金等）を支払った人	支払った金額
小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済制度(旧第2種共済掛金を除く)・確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金(iDeCoイデコ)・心身障害者扶養共済制度に基づき掛金を支払った人	支払った金額
生 命 保 険 料 控 除	①平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に基づく旧生命保険料と旧個人年金保険料	15,000円以下……………支払保険料等の全額 15,000円超40,000円以下……………支払保険料等×1/2+7,500円 40,000円超70,000円以下……………支払保険料等×1/4+17,500円 70,000円超……………一律35,000円
	②平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に基づく新生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料	12,000円以下……………支払保険料等の全額 12,000円超32,000円以下……………支払保険料等×1/2+6,000円 32,000円超56,000円以下……………支払保険料等×1/4+14,000円 56,000円超……………一律28,000円
	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円) 一般生命保険料及び個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方の保険料の支払がある場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)(ただし、旧契約分のみで控除額を算出した方が有利な場合は、旧契約分のみを適用。)	
地 震 保 険 料 控 除	①地震保険料にかかる部分	50,000円まで……………支払保険料×1/2 50,000円を超える場合……………25,000円(限度額)
	②旧長期損害保険料にかかる部分(①に該当するものを除く)	5,000円まで……………全額 5,000円を超え15,000円まで……………支払保険料×1/2+2,500円 15,000円を超える場合……………10,000円(限度額) <旧長期損害保険料とは、平成18年12月31日までに契約した損害保険料のうち、満期返戻金があり、保険期間が10年以上のもので、地震保険料に該当しないものをいいます。>
	③ ①と②の両方の場合	①と②の合計額……………25,000円(限度額)

種 類	要 件	控 除 額	所得税との人的控除額の差額 (※1)
障 害 者 控 除	本人、同一生計配偶者又は扶養親族が障害者である場合 1人につき 26 万円（特別障害者は 30 万円） 同一生計配偶者又は扶養親族が同居の特別障害者である場合 1人につき 53 万円 <特別障害者とは、身体障害者手帳 1 級若しくは 2 級、精神障害者手帳 1 級又は愛の手帳 A1 若しくは A2 該当の方及び成年被後見人の方等です。>		1 万円 特別障害の場合 10 万円 同居特別障害の場合 22 万円
寡 婦 控 除	前年の合計所得金額が 500 万円以下でひとり親控除に該当せず、次のどちらかに該当する人（住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある人は除く） ①夫と離婚した後婚姻していない人で、扶養親族がある人 ②夫と死別後婚姻していない人や夫の生死が明らかでない人	26 万円	1 万円
ひとり親控除	前年の合計所得金額が 500 万円以下で、現に婚姻していない人又は配偶者の生死が明らかでない人で、前年の総所得金額等が 48 万円以下の生計を一にする子がある人（住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある人は除く）	30 万円	5 万円 父であるひとり親の場合 1 万円（※2）
勤 労 学 生 控 除	勤労学生で前年の合計所得金額が 75 万円以下（このうち給与所得等以外の所得が 10 万円以下）の人	26 万円	1 万円
配 偶 者 控 除	本人の前年の合計所得金額が 1,000 万円以下の人で、扶養する配偶者（青色事業専従者、事業専従者及び他の納税義務者の扶養親族は除く）の前年の合計所得金額が 48 万円（給与所得者の場合は収入金額が 103 万円）以下の人	次頁（11 ページ）参照	
扶 養 控 除	扶養する者（配偶者を除く）の前年の合計所得金額が 48 万円（給与所得者の場合は収入金額が 103 万円）以下の人	① 一般の扶養親族……………33 万円 （扶養親族のうち、年齢 16 歳以上 19 歳未満の人<平成 16 年 1 月 2 日以降平成 19 年 1 月 1 日以前に生まれた人>及び年齢 23 歳以上 70 歳未満の人<昭和 28 年 1 月 2 日以降平成 12 年 1 月 1 日以前に生まれた人>） ② 特定扶養親族……………45 万円 （扶養親族のうち、年齢 19 歳以上 23 歳未満の人<平成 12 年 1 月 2 日以降平成 16 年 1 月 1 日以前に生まれた人>） ③ 老人扶養親族……………38 万円 （70 歳以上の人<昭和 28 年 1 月 1 日以前に生まれた人>） ④ 同居老親等扶養親族……………45 万円 （老人扶養親族で、同居している本人又は配偶者の直系尊属に該当する人）	①5 万円 ②18 万円 ③10 万円 ④13 万円
配 偶 者 特 別 控 除	本人の前年の合計所得金額が 1,000 万円以下の人で、配偶者（青色事業専従者、事業専従者及び他の納税義務者の扶養親族は除く）の前年の合計所得金額が 48 万円超 133 万円以下である人	次頁（11 ページ）参照	
基 礎 控 除	前年の合計所得金額に応じて以下のとおりとなります	2,400 万円以下……………43 万円 2,400 万円超 2,450 万円以下……………29 万円 2,450 万円超 2,500 万円以下……………15 万円 2,500 万円超……………0 円	5 万（※2） 2,500 万円超の場合 0 円 （※3）

※1 個人の市民税・県民税（住民税）と所得税との人的控除額の差額は、調整控除（11 ページ参照）算出時等に使用します。

※2 ひとり親控除及び基礎控除の所得税との人的控除額の差額は旧制度が適用されるため、実際の所得税との人的控除額の差額と一致しません。

※3 合計所得金額 2,500 万円超の納税義務者であっても、寄附金税額控除額を計算する際の人的控除の差の合計額には従来どおり 5 万円を計算します。

種 類	要 件		本人の前年の合計所得金額 (※1)					
			900 万円以下		900 万円超 950 万円以下		950 万円超 1,000 万円以下	
配偶者控除	配偶者の前年の合計所得金額及び年齢		控除額	所得税との 人的控除額 の差額	控除額	所得税との 人的控除額 の差額	控除額	所得税との人的 控除額の差額
	48 万円 以下	一般の控除対象配偶者	33 万円	5 万円	22 万円	4 万円	11 万円	2 万円
		老人控除対象配偶者 (70 歳以上の人(昭和 28 年 1 月 1 日以前に生まれた人))	38 万円	10 万円	26 万円	6 万円	13 万円	3 万円

種 類	要 件		本人の前年の合計所得金額 (※1)					
			900 万円以下		900 万円超 950 万円以下		950 万円超 1,000 万円以下	
配 偶 者 特 別 控 除	配 偶 者 の 前 年 の 合 計 所 得 金 額		控除額	所得税との 人的控除額 の差額 (※2)	控除額	所得税との 人的控除額 の差額 (※2)	控除額	所得税との 人的控除額 の差額 (※2)
	48 万円超 95 万円以下	48 万円超 50 万円未満	33 万円	5 万円	22 万円	4 万円	11 万円	2 万円
		50 万円以上 55 万円未満		3 万円		2 万円		1 万円
		55 万円以上 95 万円以下		0 円		0 円		0 円
	95 万円超 100 万円以下		33 万円	0 円	22 万円	0 円	11 万円	0 円
	100 万円超 105 万円以下		31 万円	0 円 (※3)	21 万円	0 円 (※3)	11 万円	0 円 (※3)
	105 万円超 110 万円以下		26 万円		18 万円		9 万円	
	110 万円超 115 万円以下		21 万円		14 万円		7 万円	
	115 万円超 120 万円以下		16 万円		11 万円		6 万円	
	120 万円超 125 万円以下		11 万円		8 万円		4 万円	
	125 万円超 130 万円以下		6 万円		4 万円		2 万円	
130 万円超 133 万円以下		3 万円	2 万円		1 万円			
133 万円超		0 円	0 円		0 円			

※1 本人の前年の合計所得金額が 1,000 万円を超えている場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用はありません。

※2 配偶者特別控除の所得税との人的控除額の差額は旧制度が適用されるため、配偶者の前年の合計所得金額が 50 万円以上 55 万円未満、55 万円以上 95 万円以下、95 万円超 100 万円以下の 3 区分については、実際の所得税との人的控除額の差額と一致しません。

※3 配偶者の前年の合計所得金額が 100 万円超の場合、住民税と所得税の配偶者特別控除額が同額のため人的控除額の差額はありません。

* 前年の収入が給与のみで、合計所得金額 1,000 万円超の納税者に、生計を一にする所得がない配偶者がいる場合には、納税者又は配偶者の個人住民税の申告が必要な場合があります。詳しくは、お住まいの区の税務課市民税担当にお問い合わせください（問合せ先電話番号については、53 ページをご参照ください。）。

5 税額控除

●調整控除

税源移譲に伴う税制改正によって個々の納税者の負担が変わらないよう、平成 19 年度以降の個人住民税において、所得税と住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整する減額措置が講じられ、合計所得金額が 2,500 万円以下の納税義務者について、以下の算出方法で求めた金額を合計算出所得割額から控除します。

調整控除算出方法

- ① 個人住民税の合計課税所得金額が 200 万円以下の方
次のアとイのいずれか少ない金額の 5%（市民税 4%、県民税 1%）
ア 所得税との人的控除額の差（10～11 ページの表参照）の合計額
イ 個人住民税の合計課税所得金額
- ② 個人住民税の合計課税所得金額が 200 万円超 2,500 万円以下の方
次のアからイを控除した金額（5 万円を下回る場合には、5 万円）の 5%（市民税 4%、県民税 1%）
ア 所得税との人的控除額の差（10～11 ページの表参照）の合計額
イ 個人住民税の合計課税所得金額から 200 万円を控除した金額
※ 個人住民税の合計所得金額が 2,500 万円を超える方は、調整控除が適用されません。

●住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

所得税で住宅借入金等特別控除の適用を受け、かつ所得税では控除可能額が控除しきれなかった人のうち、給与支払報告書や所得税の確定申告の内容から、以下の算式によって求めた金額を合計算出所得割額から控除します。

平成25年から令和3年までに居住を開始した場合、または令和4年（※1）から令和7年までに居住を開始した場合	①所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった額と②所得税の課税総所得金額等の5%（上限97,500円）のいずれか少ない金額	× 市民税5分の4 県民税5分の1
平成26年から令和3年までに居住を開始し、かつ特定取得又は特別特定取得（※2）に該当する場合	①所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった額と②所得税の課税総所得金額等の7%（上限136,500円）のいずれか少ない金額	

- ※1 令和4年中に入居した人のうち、居住者の住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が10%、かつ一定期間内（新築の場合は令和2年10月から令和3年9月、建売住宅・中古住宅の取得、増改築等の場合は令和2年12月から令和3年11月）に住宅の取得等に係る契約を締結した場合は、平成26年から令和3年までに居住を開始し（※2）の条件を満たす場合の控除限度額と同じです。
- ※2 居住者の住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。

●寄附金税額控除

①都道府県・市区町村に対する寄附金（特例控除対象）、②住所地の共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する一定の寄附金、③都道府県・市区町村に対する寄附金（特例控除対象以外）、④神奈川県が条例により指定した寄附金、⑤横浜市が条例により指定した寄附金を支出した場合に、市民税・県民税それぞれから以下の方法で算出した基本控除分（①から⑤の寄附金が該当）と特例控除分（①の寄附金のみ該当）の合計額を控除します。なお、①の寄附金のうち、申告特例制度の適用がある場合は、基本控除分と特例控除分と申告特例控除分の合計額を控除します（申告特例制度の詳細については、22 ページ参照。）。

特例控除分と申告特例控除分の控除割合については、以下の表をご参照ください。

<基本控除分>

県民税（『上記①+②+③+④』か「総所得金額等の30%」のいずれか少ない金額）-2,000円）×2%
市民税（『上記①+②+③+⑤』か「総所得金額等の30%」のいずれか少ない金額）-2,000円）×8%

<特例控除分>

県民税「(上記①-2,000円)×控除割合×1/5」か「調整控除適用後の県民税所得割額×20%」のいずれか少ない金額
市民税「(上記①-2,000円)×控除割合×4/5」か「調整控除適用後の市民税所得割額×20%」のいずれか少ない金額

<申告特例控除分>

県民税 特例控除分で算出した金額×控除割合
市民税 特例控除分で算出した金額×控除割合

<特例控除分の控除割合>

課税総所得金額-所得税との人的控除額の差の合計額	控除割合
0円以上 195万円以下	84.895%
195万円超 330万円以下	79.79%
330万円超 695万円以下	69.58%
695万円超 900万円以下	66.517%
900万円超 1,800万円以下	56.307%
1,800万円超 4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）	90%
0円未満（課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合）	地方税法に定める割合

<申告特例控除分の控除割合>

課税総所得金額-所得税との人的控除額の差の合計額	控除割合
195万円以下	5.105/84.895
195万円超 330万円以下	10.21/79.79
330万円超 695万円以下	20.42/69.58
695万円超 900万円以下	23.483/66.517
900万円超	33.693/56.307

●あなたの個人市民税・県民税がいくらになるか試算できます。

源泉徴収票などから、ウェブページであなたの個人市民税・県民税の税額を試算し、市民税・県民税の申告書を作成することができます。

横浜市 税額試算

※ 課税総所得金額は、市民税・県民税の課税総所得金額をいいます。

※ 所得税との人的控除額の差額については、10~11 ページの表をご参照ください。

●二重負担の調整のためのもの

種類	要件及び控除額			
	区分	利益の配当等	証券投資信託等	
			外貨建等証券投資信託以外	外貨建等証券投資信託
配当控除(※)	課税総所得金額の1,000万円以下の部分に含まれる配当所得	市民税：2.24% 県民税：0.56%	市民税：1.12% 県民税：0.28%	市民税：0.56% 県民税：0.14%
	課税総所得金額の1,000万円を超える部分に含まれる配当所得	市民税：1.12% 県民税：0.28%	市民税：0.56% 県民税：0.14%	市民税：0.28% 県民税：0.07%
外国税額控除	外国で所得税及び市民税・県民税に相当する税を課された場合で、所得税で控除しきれなかった額は、所得税の外国税額控除限度額の6%を限度として県民税所得割額から控除しますが、県民税所得割額でも控除しきれなかった額は、所得税の外国税額控除限度額の24%を限度として市民税所得割額から控除します。			
配当割額控除	特定配当等について申告書に記載した場合は、所得割額（調整控除額・配当控除額・住宅借入金等特別税額控除額・寄附金税額控除額・外国税額控除額・所得割の調整措置控除後）から配当割額を控除し、控除しきれないものについては還付又は充当します。			
株式等譲渡所得割額控除	源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡益等について申告があった場合は、所得割額（調整控除額・配当控除額・住宅借入金等特別税額控除額・寄附金税額控除額・外国税額控除額・所得割の調整措置控除後）から株式等譲渡所得割額を控除し、控除しきれないものについては還付又は充当します。			

※ 申告分離課税を選択した場合には、配当控除は適用されません。

6 課税の特例

(1) 退職所得の課税の特例

退職所得にかかる税金は、退職金等の支払を受けるときに特別徴収されます。税率は一律、市民税6%、県民税4%となります（個人県民税の超過課税は適用されません。）。

$$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 (\text{※1}) \times \text{税率} = \text{退職所得の所得割額}$$

※1 勤続年数が5年以下の法人役員等が支払を受ける退職手当等（特定役員退職手当等）については、1/2の適用はありません。

※ 役員等以外の方で、令和4年1月1日以降に支払を受ける退職手当等については、退職所得控除額を控除した後の金額のうち300万円を超える部分について、1/2の額ではなく、全額が課税となります。

●退職所得控除

勤続年数	退職所得控除額
20年以下のとき	40万円×勤続年数(※2)（最低80万円）
20年を超えるとき	70万円×[勤続年数(※2) - 20年] + 800万円

※2 勤続年数に1年未満の端数がある場合は、1年に切り上げます。

※ 障害退職した場合の退職所得控除額は、上記の方法により計算した額に、100万円を加えた金額となります。

☆ 退職所得にかかる市民税・県民税額は、横浜市ウェブページで試算することができます。

横浜市 税額試算

検索 

(2) 土地・建物等の譲渡所得等の課税の特例

土地や建物、株式などの資産を譲渡した場合の所得や先物取引に係る所得は、給与所得や事業所得等の他の所得と分離して税額の計算を行うことになっています。これは国税である所得税と同じです。

土地・建物の譲渡においては、譲渡した資産の所有期間（譲渡した年の1月1日を基準に判定します。）によって長期又は短期の譲渡所得に区分され、税額の計算方法などが異なります。

① 課税譲渡所得金額

$$\boxed{\text{収入金額}} - \left(\boxed{\text{譲渡した資産の取得費用}} + \boxed{\text{譲渡経費}} \right) - \boxed{\text{特別控除額(注1)}} - \boxed{\text{所得控除額(注2)}}$$

(注1) 特別控除額：居住用財産の譲渡の場合には、一定の要件のもとに3,000万円を限度とする特別控除があり、その他収用等に係る譲渡の場合などにも特別控除があります。

(注2) 総所得金額から控除しきれなかった所得控除額がある場合に、その金額を控除します。

② 長期譲渡所得と短期譲渡所得の区分

	所有期間	長期・短期の区分
土地・建物等	5年超	長期譲渡所得
	5年以下(※)	短期譲渡所得

※ 土地や建物を買ったときの譲渡所得は、譲渡した年の1月1日において所有期間が5年以下であるもの（その年中に取得したものを含む。）が短期譲渡所得となります。

③ 土地・建物等の譲渡所得等の税率

区 分 及 び 算 式	
短期譲渡所得・一般分	課税譲渡所得金額×税率（市民税 7.2%、県民税 1.8%、所得税 30%）
短期譲渡所得・軽減分	課税譲渡所得金額×税率（市民税 4.0%、県民税 1.0%、所得税 15%） ※ 軽減分とは、租税特別措置法第28条の4第3項第1号から第3号に規定する、国・地方公共団体等に対する譲渡などをいいます。
長期譲渡所得・一般分	課税譲渡所得金額×税率（市民税 4.0%、県民税 1.0%、所得税 15%）
長期譲渡所得・特定分 （優良住宅地等に係る部分）	<2,000万円以下> 課税譲渡所得金額×税率（市民税 3.2%、県民税 0.8%、所得税 10%） <2,000万円超> 市民税 64万円+（課税譲渡所得金額-2,000万円）×4.0% 県民税 16万円+（課税譲渡所得金額-2,000万円）×1.0% 所得税 200万円+（課税譲渡所得金額-2,000万円）×15%
長期譲渡所得・軽減分 （居住用財産に係る部分）	<6,000万円以下> 課税譲渡所得金額×税率（市民税 3.2%、県民税 0.8%、所得税 10%） <6,000万円超> 市民税 192万円+（課税譲渡所得金額-6,000万円）×4.0% 県民税 48万円+（課税譲渡所得金額-6,000万円）×1.0% 所得税 600万円+（課税譲渡所得金額-6,000万円）×15%
株式等に係る譲渡所得等	課税譲渡所得金額等×税率（市民税 4.0%、県民税 1.0%、所得税 15%）
申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当等所得	課税配当所得金額 × 税率（市民税 4.0%、県民税 1.0%、所得税 15%）
先物取引に係る雑所得等	課税雑所得金額等 × 税率（市民税 4.0%、県民税 1.0%、所得税 15%）

●—令和5年度市民税・県民税の計算（例）

Aさんの場合（夫婦（妻は無収入）、子ども2人（17歳、13歳）の4人家族）

- 収入金額：給 与 5,500,000円
- ・給与所得控除額：
5,500,000円×20%+440,000円=1,540,000円
- 給与所得：
5,500,000円-1,540,000円= 3,960,000円……………①
- ・支払った社会保険料： 395,000円
- ・支払った一般生命保険料（新契約）： 90,000円
- ・支払った地震保険料： 20,000円

- ・社会保険料控除額： 395,000円（全額）……………②
- ・生命保険料控除額： 28,000円（限度額）……………③
- ・地震保険料控除額： 10,000円……………④
- ・配偶者控除額： 330,000円……………⑤
（配偶者控除額については、11ページをご参照ください。）
- ・扶養控除額： 330,000円……………⑥
- ・基礎控除額： 430,000円……………⑦
- ・控除額=②+③+④+⑤+⑥+⑦=1,523,000円……………⑧

- 課税標準額：①-⑧
3,960,000円-1,523,000円=2,437,000円
- 市民税算出所得割額：
2,437,000円×8%=194,960円……………⑨
（市民税の税率）

- 県民税算出所得割額：
2,437,000円×2.025%=49,349.25円→49,349円……………⑩
（県民税の税率）（1円未満切捨）

- 調整控除額（11ページ参照）
Aさんの合計課税所得金額（①-⑧）は200万円を超えるため、次のアからイを控除した金額（5万円を下回る場合には、5万円）の5%（市民税4%、県民税1%）が調整控除額となります。

- ア 所得税との人的控除額の差の合計額
50,000円+50,000円+50,000円=150,000円
- イ 合計課税所得金額から200万円を控除した額
2,437,000円-2,000,000円=437,000円
- ア-イ<50,000円なので、
- ・市民税調整控除額
50,000円×4%=2,000円……………⑪
- ・県民税調整控除額
50,000円×1%=500円……………⑫

- 控除後市民税所得割額：⑨-⑪
194,960円-2,000円=192,960円→192,900円……………⑬
（百円未満切捨）

- 控除後県民税所得割額：⑩-⑫
49,349円-500円=48,849円→48,800円……………⑭
（百円未満切捨）

- 控除後所得割額：⑬+⑭=241,700円……………A

- 均等割額
4,400円（市民税）+1,800円（県民税）=6,200円……………B

- 令和5年度の年税額：
241,700円+6,200円=247,900円……………A+B

7 申告と納税の方法

（1）申告

市内に住所を有する人は、次の①から③の人を除き、毎年3月15日までに賦課期日（1月1日）現在における住所地の区役所へ申告しなければなりません。

- ① 所得税の確定申告をした人
- ② 給与所得のみで会社から給与支払報告書が提出されている人
- ③ 公的年金等の所得のみで年金支払者から公的年金等支払報告書が提出されている人

ただし、②・③の人で各支払者からの支払報告書に記載されていない医療費控除等の各種所得控除を受ける場合には申告が必要になります。

個人の県民税は納税者や課税標準など個人の市民税と同じであり、個人の市民税と併せて課税されます。県民税部分は個人の市民税と併せて納税された後、市から県へ払い込みます。

（2）納税の方法

● 普通徴収

事業所得者などの市民税は、前述の申告に基づき計算された税額を、区役所から6月初旬に送られる税額決定・納税通知書によって各人が6月、8月、10月、翌年の1月の4回の納期に分けて納める方法（普通徴収）により納税します。

● 特別徴収

① サラリーマン等の給与所得者の市民税は、給与支払者（会社等）から提出される給与支払報告書に基づき各人ごとに税額を計算し、その税額を会社等に通知し、会社等が毎年6月から翌年5月まで年12回に分けて毎月の給与の支払の際に差し引いて納める方法（特別徴収）により納税します。

② 毎月の給与から市民税を特別徴収されていた納税者が退職により給与の支払を受けなくなった場合は、次に該当する人を除き、その翌月以降の残税額を普通徴収の方法によって納税します。

ア 退職金などから一括して差し引きされることを申し出た人（ただし、退職月日が1月1日から4月30日までの場合は、申出の有無にかかわらず退職金などから一括して差し引きされることとなります。）

イ 新しい会社に再就職し、その再就職先で引き続き特別徴収されることを申し出た人

③ 公的年金を受給されている65歳以上の方の市民税は、年金の支払者が、年6回の年金給付の際に差し引いて納める方法（特別徴収）により納税します。4月、6月、8月は仮徴収期間とし、10月、12月、翌年2月を本徴収期間とします。特別徴収の開始年度については、仮徴収期間の徴収はなく、普通徴収の方法により納税します。

●—あなたの個人市民税・県民税がいくらになるか試算できます。

源泉徴収票などから、インターネットであなたの個人市民税・県民税の税額を試算し、市民税・県民税の申告書を作成することができます。

横浜市 税額試算

検索



公的年金からの特別徴収について

●制度の内容

老齢基礎年金等を受給されていて、市民税・県民税の納税義務がある 65 歳以上の人は、公的年金等（国民年金、厚生年金、企業年金、共済年金等）から算出した税額（公的年金等に係る所得及び各種控除を適用して計算した税額）を、老齢基礎年金等の年金給付の際に差し引いて徴収（特別徴収）します。

ただし、特別徴収開始 1 年目の人は特別徴収の開始が 10 月からとなり、公的年金等から算出した税額の 2 分の 1 相当額を公的年金から特別徴収します。公的年金等から算出した税額のうち、公的年金からの特別徴収税額を差し引いた額は、普通徴収（納付書又は口座振替）の第 1 期及び第 2 期による納付となります（下表〈特別徴収開始 1 年目の場合〉を参照してください）。

- ※ 特別徴収税額につきましては、口座振替による納付を選択することはできません。
- ※ 障害年金、遺族年金からは特別徴収されません。

●対象となる人

介護保険料が年金から特別徴収される人（当該年度の 4 月 1 日に老齢基礎年金等を受給している 65 歳以上の人）が対象です。ただし、次のような人は対象となりません。

- (1) 老齢基礎年金等の金額が年間 18 万円未満の人
- (2) 老齢基礎年金等から、所得税、介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料を差し引いた金額が、年金の所得に対する市民税・県民税額を下回ると見込まれる人

- ※ 前年の所得に対して市民税・県民税の計算をした結果、納付税額が発生しなかった人は、公的年金からの市民税・県民税の特別徴収を行いません。
- ※ 公的年金以外の所得（不動産や給与等）に対する市民税・県民税は、従来どおりの方法（普通徴収、給与からの特別徴収）により納付いただくことになります。
- ※ 今年の 4 月 1 日に横浜市に住所を有しない場合は、10 月からの公的年金からの特別徴収は行いません。4 月 1 日以降に市外へ転出された場合は、転出した年度の公的年金からの特別徴収を継続します。
- ※ 年金所得に係る特別徴収額及び仮特別徴収額が変更された場合は、一定の要件の下、公的年金からの特別徴収税額を変更したうえで、特別徴収を継続します。

●特別徴収の具体例

特別徴収開始 1 年目と 2 年目以降とでは徴収方法が異なります。

【例 公的年金等から算出した税額が年 51,800 円の方の場合】

<特別徴収開始 1 年目の場合>

特別徴収 開始	徴収方法	普通徴収		特別徴収（本徴収）		
	月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月
1 年目	税額	13,900 円	12,000 円	8,700 円	8,600 円	8,600 円

- ◎ 特別徴収開始 1 年目は、公的年金等から算出した税額の 2 分の 1 の額を 10 月、12 月、2 月の 3 回にあん分してそれぞれの月の年金給付の際に特別徴収します。残りの 2 分の 1 の額は、普通徴収（納付書又は口座振替）により 6 月及び 8 月の 2 回にあん分して納付していただきます。

<特別徴収開始 2 年目以降の場合>

特別徴収 開始	徴収方法	特別徴収（仮徴収）			特別徴収（本徴収）		
	月	4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月
2 年目	税額	8,700 円	8,600 円	8,600 円	8,700 円	8,600 円	8,600 円

- ◎ 4 月、6 月、8 月の各月は、前年度の公的年金等から算出した税額の 2 分の 1 の額を 3 回にあん分してそれぞれ特別徴収します（仮徴収）。
- ◎ 10 月、12 月、2 月は、公的年金等から算出した税額から仮徴収税額を差し引いた額を、3 回にあん分してそれぞれ特別徴収します（本徴収）。

8 よくあるご質問

横浜市の住民税は高いのですか？

Q 私は令和4年6月に横浜市に引っ越してきた者ですが、横浜市の住民税は他の都市と比べて高いのでしょうか。

A **住民税（市民税・県民税）は、他の市町村と比べて高くなります。**
住民税は、1月1日現在住所のある市町村において前年中の所得に対して課税されるものです。令和4年6月から横浜市にお住まいの場合には、令和5年度から横浜市で住民税が課税されます。横浜市では、平成21年度から条例に定めるところにより、緑を守り、つくり、育む取組を進める「横浜みどりアップ計画」の重要な財源の一部として、『横浜みどり税』を実施しています（『横浜みどり税』の詳細については25ページをご覧ください。）。このため、他の市町村よりも市民税均等割の税額は年間で900円高くなります。

また、神奈川県では、平成19年度から条例に定めるところにより、水源環境の保全・再生のため、県民税に対する超過課税『水源環境保全税』が実施されています（『水源環境保全税』の詳細については27ページをご覧ください。）。このため、神奈川県下の市町村は、超過課税をしていない他の都道府県下の都市よりも県民税の税額は高くなります（なお、県民税は法律で市町村が市民税にあわせ賦課徴収することとされています。）。

なお、道府県から指定都市への税源移譲により、横浜市を含む指定都市では、個人市民税・道府県民税所得割の標準税率が、市民税8%、道府県民税2%となっています。指定都市以外の市区町村の標準税率は、市民税6%、道府県民税4%となっており、市民税と道府県民税の税率の合計は10%で変わりません。

※ 住民税の税率については6ページをご覧ください。

※ 住民税の計算方法や税率などはすべて地方税法という法律で定められています。しかし、地方団体は財政上の特別な必要がある場合には、条例によって地方税法に定める標準税率を超えた超過税率により課税することができます。

給与以外に副収入がある場合に住民税の申告は必要ですか？

Q 私は会社勤めをしていますが、ある雑誌に原稿を書いたところ、出版社から原稿料を受け取りました。このため、給与所得以外に原稿料の所得が15万円ほどあります。この場合、区役所に住民税の申告をする必要があるのでしょうか。

A **ケースによっては申告をしていただく必要があります。**
所得税の場合、原稿料や外交員報酬については、支払の際に源泉徴収し、確定申告の際に給与所得と合算して税額を計算し直すことになっています。

ただし、年間の給与の収入金額が2,000万円以下で、給与所得以外の所得（原稿料、外交員報酬など）の年間合計額が20万円以下の人については、確定申告をしなくてもよいことになっています。

しかし、住民税の場合は、所得税と異なり、所得の多少にかかわらず、給与所得と合算して税額を計算することになっています。

あなたの場合、原稿料について所得税の確定申告をした場合は、住民税の申告がされたとみなされ、住民税の申告は不要ですが、確定申告をしなかった場合は、住民税の申告をする必要があります。

退職後にも住民税を支払うのでしょうか？

Q 私は、令和4年11月に会社を退職し、その後無職です。退職時に支払われた給与から一括して納めた住民税ですべて納税済みと思っていたところ、令和5年6月に「税額決定・納税通知書」が送られてきました。これは二重払いとならないでしょうか。

A **お支払いをお願いします。**
会社勤めの方の住民税は、前年の所得を基準に算出された住民税の年税額を、所得の生じた年の翌年の6月からそのまた翌年の5月まで、年12回に分けて、毎月の給与の支払いの際に納めていただく特別徴収の方法によっています。

あなたから退職時に一括して納めていただいた住民税は、令和3年中の所得に対して課され、令和4年6月から毎月徴収された住民税の残税額であって、退職のため会社の給与から差し引かれなくなるため、退職時の給与から一括して納めていただいたものです。

一方、あなたの場合、令和4年1月から令和4年11月まで勤務していた会社から支払いをうけた給与がありますのでその間の所得に対して翌年に住民税が課税されます。そこで、令和5年の6月から納めていただくため税額決定・納税通知書が送られてきたものであって、重複して課税されたものではありません。

お父さんの年金に対する税法上の取扱いはどうなっているのでしょうか？

Q 私の父（68歳）は、会社を辞めてから生計費等は私の負担で一緒に生活していますが、父は厚生年金の支給を受けています（令和4年中の支給額は220万円でした。）。この場合、父を扶養控除の対象とすることができるのでしょうか。また、父の年金には税金はかかりますか。父に年金以外の収入はなく、年金から差し引かれているのは、介護保険料年間5万円のみであり、その他に国民健康保険料を年間10万円支払っています。

A 厚生年金などの公的年金等は税法上、雑所得として課税の対象となるものですが、その所得金額は年金支給額から、次の公的年金等控除額を控除して求めます。

公的年金等控除

	収入金額	控除額
65歳未満	130万円未満	60万円
	130万円以上 410万円未満	収入金額×25%+27.5万円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×15%+68.5万円
	770万円以上 1,000万円未満	収入金額×5%+145.5万円
	1,000万円以上	195.5万円（上限）
65歳以上	330万円未満	110万円
	330万円以上 410万円未満	収入金額×25%+27.5万円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×15%+68.5万円
	770万円以上 1,000万円未満	収入金額×5%+145.5万円
	1,000万円以上	195.5万円（上限）

したがって、あなたのお父さんの雑所得金額は、
 $220\text{万円} - 110\text{万円} = 110\text{万円}$
(年金収入) (公的年金等控除額) (雑所得金額)
 となります。

そこで、まず、お父さんが扶養控除の対象となるかどうかですが、令和4年中の所得に対して課される令和4年分の所得税、令和5年度の住民税では、扶養控除の対象となる所得要件は、ともに48万円（65歳以上の方の年金受給額にして158万円）以下ですから、あなたのお父さんを扶養控除の対象とすることができません。

次に、お父さんの令和4年中の年金に対する課税上の取扱いですが、税額は所得金額から基礎控除などの所得控除を差し引いた金額に税率を乗じて計算しますので次のようになります。

《所得税：令和4年分》

お父さんの（雑）所得金額110万円から、社会保険料（15万円）、基礎控除額（48万円）を差し引いた金額（47万円）に所得税の税率（課税所得金額195万円まで5%）を乗じた金額に復興特別所得税（2.1%）を加算し計算します。

$$\{110\text{万円} - (15\text{万円} + 48\text{万円})\} \times 5\% \times 102.1\% = 23,993\text{円}$$

$$\approx 23,900\text{円} \text{ (100円未満切り捨て) となります。}$$

《住民税：令和5年度》

お父さんの（雑）所得金額110万円から、社会保険料（15万円）と基礎控除額（43万円）を差し引いた金額（52万円）に住民税の税率（市民税8%・県民税2.025%）を乗じ、さらに調整控除を差し引き、均等割額を加えて計算します。

$$\text{市民税所得割額 (差引前)} \quad 52\text{万円} \times 8\% = 41,600 \text{円}$$

$$\text{県民税所得割額 (差引前)} \quad 52\text{万円} \times 2.025\% = 10,530 \text{円}$$

$$\text{市民税所得割額 (差引後)} \quad 41,600\text{円} - 2,000\text{円 (調整控除)} = 39,600\text{円}$$

$$\text{県民税所得割額 (差引後)} \quad 10,530\text{円} - 500\text{円 (調整控除)} \approx 10,000\text{円} \times 100\text{円未満切り捨て}$$

$$\text{市民税} \quad 39,600\text{円 (所得割額)} + 4,400\text{円 (均等割額)} = 44,000 \text{円}$$

$$\text{県民税} \quad 10,000\text{円 (所得割額)} + 1,800\text{円 (均等割額)} = 11,800 \text{円} \quad \text{年税額} \quad 55,800\text{円} \text{ となります。}$$

●調整控除 … 税源移譲によって個々の納税者の負担が変わらないよう、平成19年度から個人住民税において、所得税と住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整する減額措置が講じられました（計算方法については11ページ参照）。

亡くなった夫の住民税は支払わなくてはならない？

Q 私の夫は令和5年3月に亡くなりましたが、6月に市民税・県民税の税額決定・納税通知書が送られてきました。私は既に亡くなった夫の税金を支払わなければならないのでしょうか。

A お支払いをお願いします。
市民税・県民税は、毎年1月1日現在、市内に住んでいる人に対して、前年中（1月1日～12月31日）の所得に基づいて課税されます。したがって、令和5年1月2日以降に亡くなられた方に対しても、令和5年度の市民税・県民税が課税され、財産の相続人が納税義務を引き継ぐことになります。
なお、令和6年度からは課税されません。

横浜市民でも横浜市に対して「ふるさと納税」はできますか？

Q 横浜市に在住していますが、地元の活性化のため横浜市にふるさと納税（寄附）をすることはできるのでしょうか。

A 横浜市では、横浜を愛する皆様や横浜市の取組にご賛同いただける皆様のお気持ちを、市内・市外を問わず広く募っており、市民活動や社会福祉、環境保全など、寄附金の使い道をお選びいただけるとともに、インターネット上でのお手続きも可能です。申込方法等、詳細については横浜市ウェブページをご確認ください。

また、ふるさと納税として寄附金税額控除の特例控除が受けられる寄附は、都道府県・市区町村に対する寄附（特例控除対象）とされているため、横浜市に在住の方が横浜市に対して寄附を行う場合も控除の対象となります。寄附金控除を受けるには、確定申告を行っていただくか、申告特例に該当する方は申告特例申請書を提出していただく必要があります。

なお、地方税法等の改正により『自団体住民に返礼品等を提供しないこと』が定められたため、令和元年6月1日以降の市民の皆様からのご寄附に対しては、返礼品等をお送りしておりません。

横浜市への寄附

検索

パート収入と税金は、どのように関わっているのでしょうか？

Q 私はサラリーマンですが、妻が令和4年から花屋へパートに出るようになりました。妻のパートが、私たち夫婦の税金にどのように関わってくるのでしょうか。妻のパート収入は102万円、私の年収は給与収入で500万円です。

A まず、妻のパート収入に税金がかかるかどうか、次に、あなた自身の税金計算上、所得から控除される配偶者控除や配偶者特別控除の適用があるかどうかについてみてみましょう。

税金はどのくらいの収入から

収入や所得に対する税金として所得税と住民税があります。

① 所得税

パート収入は、所得税法では給与所得とされ、一般のサラリーマンと同じように税金を計算することになりますが、給与収入額から給与所得控除額を差し引いた残額が基礎控除額（48万円）以下の場合、所得税は課税されません。つまり、所得税における給与所得者の「課税最低限」は、次のようになります。

$$\begin{array}{l} \text{(給与所得控除額)} \quad \text{(基礎控除額)} \quad \text{(課税最低限)} \\ 55\text{万円} \quad + \quad 48\text{万円} \quad = \quad 103\text{万円} \end{array}$$

ご質問のケースでは、収入金額が103万円以下ですので、所得税は課税されません。

② 住民税

一方、住民税には、「非課税制度」があり、その限度額は横浜市の場合、45万円となっています。つまり、給与収入額が、給与所得控除額と非課税限度額（45万円）を合計した金額（100万円）以下の場合、住民税は課税されません。

$$\begin{array}{l} \text{(給与所得控除額)} \quad \text{(非課税限度額)} \\ 55\text{万円} \quad + \quad 45\text{万円} \quad = \quad 100\text{万円} \end{array}$$

ご質問のケースでは、収入金額が100万円を超えるため、住民税は課税されます。

この場合、住民税は所得のあった年の翌年に課税されますので、このケースでは令和5年度の住民税として課税されます。⇒ 20 ページ【表1】参照

配偶者控除の対象となるのは

配偶者の給与所得が48万円（給与収入金額で103万円）以下で、かつ本人の合計所得金額が1,000万円以下であれば、所得税・住民税ともにあなたの所得から控除できる配偶者控除の対象となります。

あなたの妻の所得は47万円（給与収入金額102万円－給与所得控除額55万円）で、あなたの所得が356万円（給与収入金額500万円－給与所得控除額144万円）ですから、所得税・住民税の計算上、配偶者控除（所得税38万円、住民税33万円）を受けることができます。 ⇒【表1】【表2】参照

配偶者特別控除の対象となるのは

配偶者特別控除は、パート収入が103万円を超える配偶者には配偶者控除の適用がなくなり控除が激変するのを緩和し、また、所得の稼得に対する配偶者の貢献を考慮して、昭和62年9月の税制改正により設けられ、平成30年の税制改正により、見直されました。

この特別控除の適用が受けられるのは、配偶者控除の適用条件と同じく、控除を受ける本人の合計所得金額が1,000万円以下であることが要件とされています。

あなたの妻の令和4年中のパート収入は102万円で、かつあなたの給与収入が500万円ですので、【表2】から、令和4年分の所得税及び令和5年度の住民税について、それぞれ配偶者控除が適用されます。

* 前年の収入が給与のみで、合計所得金額1,000万円超の納税者に、生計を一にする所得がない配偶者がいる場合には、納税者又は配偶者の個人市民税の申告が必要な場合があります。詳しくは、お住まいの区の税務課市民税担当にお問い合わせください（問合せ先電話番号については、53ページをご参照ください）。

【表1】所得税・住民税及び配偶者控除に関する収入金額の目安

令和4年中の 給与収入金額	給与所得金額	配偶者（妻）自身に 税金がかかるかどうか		配偶者控除の対象 となるかどうか
		所得税	住民税	所得税・住民税
100万円以下	45万円以下	かからない	かからない	なる
100万円超 103万円以下	45万円超 48万円以下	かからない	かかる	なる
103万円超	48万円超	かかる	かかる	ならない

※ 本人の合計所得金額が1,000万円を超えると配偶者控除の対象にはなりません。

【表2】パート収入等に係る配偶者控除・配偶者特別控除額 早見表

	令和4年分 所得税			令和5年度 住民税		
	本人の合計所得金額			本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者の給与収入金額	配偶者控除			配偶者控除		
0～1,030,000円	38万円	26万円	13万円	33万円	22万円	11万円
配偶者の給与収入金額	配偶者特別控除			配偶者特別控除		
1,030,001～1,500,000円	38万円	26万円	13万円	33万円	22万円	11万円
1,500,001～1,550,000円	36万円	24万円	12万円			
1,550,001～1,600,000円	31万円	21万円	11万円	31万円	21万円	
1,600,001～1,667,999円	26万円	18万円	9万円	26万円	18万円	9万円
1,668,000～1,751,999円	21万円	14万円	7万円	21万円	14万円	7万円
1,752,000～1,831,999円	16万円	11万円	6万円	16万円	11万円	6万円
1,832,000～1,903,999円	11万円	8万円	4万円	11万円	8万円	4万円
1,904,000～1,971,999円	6万円	4万円	2万円	6万円	4万円	2万円
1,972,000～2,015,999円	3万円	2万円	1万円	3万円	2万円	1万円
2,016,000円～	0円	0円	0円	0円	0円	0円

金融・証券税制のしくみ

Q 上場株式等(*)の譲渡益や配当に係る税金の最近の税制改正をおしえてください。

* 「上場株式等」とは、国内・国外証券取引所に上場されている株式等であり、上場ETF（株価指数連動型投資信託）、上場REIT（不動産投資信託）等も含まれません。

* 上場株式等の譲渡益について、源泉徴収ありの「特定口座」以外で生じた譲渡益は確定申告が必要です。

A 平成28年1月1日以後、特定公社債(※1)・公募公社債投資信託等（以下「特定公社債等」といいます。）の利子・収益分配金や売却などによる所得が申告分離課税（20%（所得税15%(※2)、住民税5%）の対象とされました。

このことにより、これらの所得間、上場株式・公募株式投資信託等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り）及び譲渡所得等との損益通算並びに特定公社債等の譲渡損失の金額についての繰越控除ができることとされました。

また、上場株式等に係る譲渡損失を、一般株式等（非上場株式等）に係る譲渡所得等から損益通算並びに繰越控除をすることはできなくなりました。

なお、特定上場株式等の配当所得等を含めた所得税の確定申告書が提出されている場合であっても、納税通知書が送達される時まで、確定申告書とは別に個人住民税の申告書を提出いただくことにより、所得税と異なる課税方式（申告不要制度適用、総合課税、申告分離課税）を選択することができます。

横浜市 申告不要制度

検索

※1 「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

※2 平成25年から令和19年までの間に生ずる所得についての所得税の確定申告や源泉徴収の際には、記載の所得税のほか、復興特別所得税（原則として所得税額の2.1%）が課されます。

Q 特定口座とはどのようなものですか。

A 投資家が上場株式等を売却した場合、証券会社等が投資家の代わりにその所得金額の計算等を行う口座のことです。

●特定口座のうち、「源泉徴収あり」を選択した場合には、上記所得金額について、投資家は税務署へ確定申告をする必要はありません（証券会社等が代わりに納付手続を行います。）。

●特定口座のうち、「源泉徴収なし」を選択した場合には、証券会社等から送られてくる特定口座年間取引報告書により、簡便に申告を行うことができます。

なお、一般の口座で取引された場合には、ご自分で年間の譲渡益を計算し、計算明細書を作成の上、確定申告をしていただく必要があります。



9 ふるさと納税ワンストップ特例(申告特例)制度及び申告特例控除について

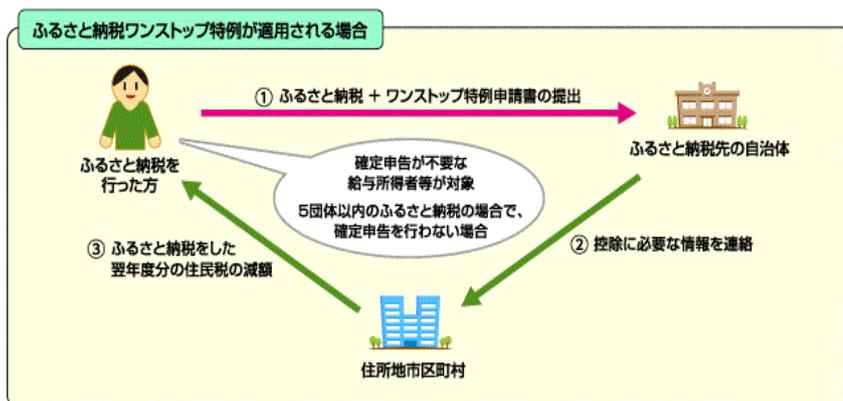
ふるさと納税ワンストップ特例(申告特例)制度(以下「ワンストップ特例制度」といいます。)は、確定申告の不要な給与所得者等が都道府県・市区町村(特例控除対象(※))に対するふるさと納税を行う際に申請することで、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除を受けられる制度です(平成27年4月1日以降の寄附が対象です。)

この特例を受けた場合、所得税からの控除は発生せず、ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う個人市民税・県民税の減額(申告特例控除)という形で控除が行われます(控除の計算方法については、12ページ参照。)

(※) 地方税法等の一部を改正する法律の成立により、令和元年6月1日以降、ふるさと納税に係る指定制度が創設されました。これにより、総務大臣が次の基準に適合した地方団体をふるさと納税(特例控除)の対象として指定する仕組みとなりました(対象となる地方団体については、総務省のウェブページをご参照ください。)

- ① 寄附金の募集を適正に実施する地方団体
- ② (①の地方団体で) 返礼品を送付する場合には、次のいずれも満たす地方団体
 - ・ 返礼品の返礼割合を3割以下とすること
 - ・ 返礼品を地場産品とすること

この改正は、令和元年6月1日以後に支出された寄附金について適用となりますので、指定対象外の団体に対して同日以後に支出された寄附金については、特例控除の対象外となります。



(総務省のウェブページより抜粋)

- 特例の申請は、ふるさと納税を行う際に、各ふるさと納税を行った自治体へワンストップ特例(申告特例)申請書を提出することが必要です。
- 特例の適用申請後に、転居による住所変更等、提出済の申請書の内容に変更があった場合、ふるさと納税を行った翌年の1月10日までに、ふるさと納税先の自治体へワンストップ特例(申告特例)申請事項変更届出書を提出してください。

◆留意事項◆

- (1) 以下の条件に該当する方は、ワンストップ特例制度の適用対象外となりますので、所得税を含めた控除を受けるためには、確定申告書への記載及び提出が必要です(以下の条件に該当する場合は、ふるさと納税先自治体にワンストップ特例(申告特例)申請書を提出している場合も、その申請はなかったものとみなされます。)
 - ・ 5団体を超える自治体へふるさと納税を行った方
 - ・ 寄附した年の翌年度の市民税・県民税申告書または、寄附した年分の確定申告書を提出した方
 - ・ 寄附した年分の確定申告書の提出義務がある方
 - ・ ワンストップ特例(申告特例)申請書に記載の住所と、寄附した翌年の1月1日に居住の自治体異なる方のうち、1月10日までに、ふるさと納税先自治体にその変更の届を提出していない方
- (2) 市民税・県民税申告書または、確定申告書を提出する方で寄附金控除を受ける場合は、申告書に、寄附金控除を受けるすべての寄附金(ワンストップ特例制度の対象として申請を行ったふるさと納税分も含む)を必ず記載してください。
- (3) 当初の税額通知後、当初の通知で申告特例控除が適用されていたとしても、市民税・県民税申告書または確定申告書を提出した場合、その分の控除はなかったものとみなされるため、申告書に、寄附金控除を受けるすべての寄附金(ワンストップ特例制度の対象として申請を行ったふるさと納税分も含む)を必ず記載してください。